



統合幕僚監部の概要について

令和 7 年 2 月 2 1 日
統 合 幕 僚 監 部



説明項目

- 1 統合幕僚監部の沿革
- 2 統合運用体制の概要
- 3 統合幕僚監部等の組織



統合幕僚監部の沿革

年月日	主要事項等
昭和29年(1954年)年7月1日	統合幕僚会議及び同事務局設置 (議長以下幹部自衛官20名、曹士4名、職員13名:合計37名)
昭和36年(1961年)6月12日	統合幕僚会議(議長)の権限強化 ・ 出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本に関する事項 ・ 統合部隊の指揮、長官の命令執行に関する事項
昭和36年(1961年)8月1日	統合幕僚学校開設
平成9年(1997年)1月20日	情報本部新設 (統合幕僚会議事務局第2幕僚室廃止)
平成18年(2006年)3月27日	・ 統合幕僚会議及び同事務局廃止 ・ 統合幕僚監部新設 ・ 情報本部長官直轄化
平成27年(2015年)10月1日	総括官、参事官の新設

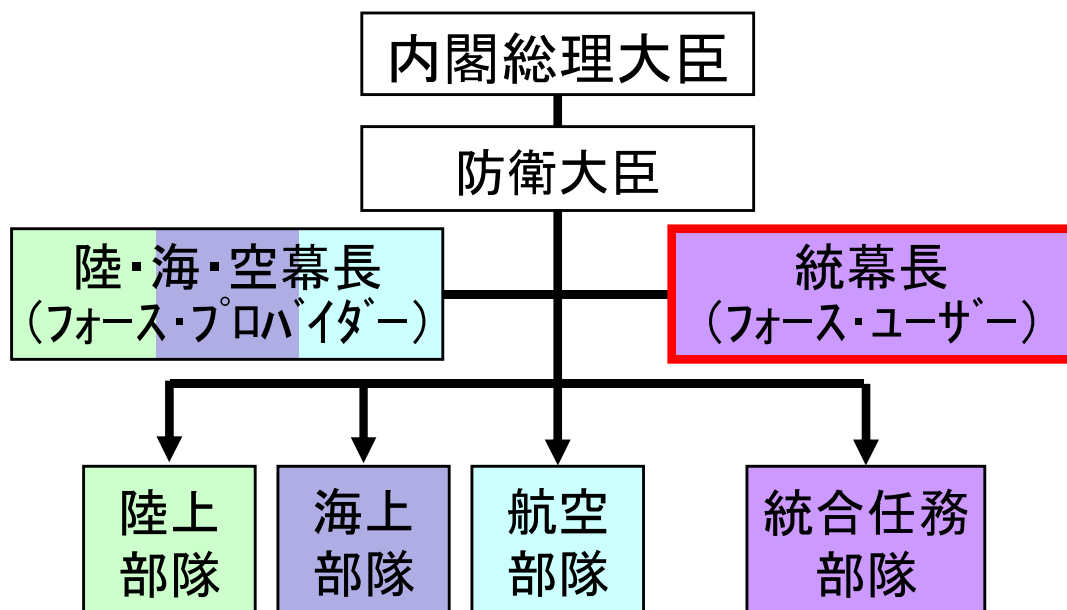
令和6年度末、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る「統合作戦司令部」を創設予定

統合運用体制の概要(1/2)

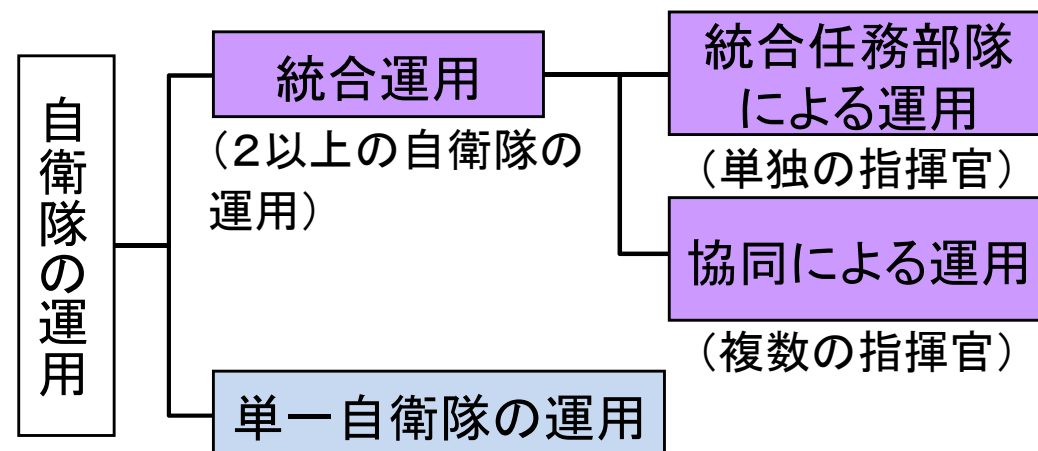
【現在の統合運用体制】

- 統幕長は、**統一的な運用構想を立案し**、自衛隊の運用に関する**軍事専門的見地からの大臣の補佐を一元的に行う**。
- 自衛隊の運用に関する大臣の**指揮**は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する**命令**は統幕長が執行する。その際、**統合任務部隊(Joint Task Force: JTF)**が組織された場合はもとより、**単一の自衛隊の部隊を運用**して対処する場合であっても、大臣の指揮命令は統幕長を通じて行う。
- 統幕は、**自衛隊の運用に関する機能**を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの**部隊を整備する機能**を担う。
(令和6年度防衛白書より)

(自衛隊の運用体制)



(自衛隊の運用の形態)





- 統合作戦司令官は、自衛隊の運用に関し、平素から部隊を一元的に指揮し、大臣の命令を受け、所要の指揮官に任務を付与、必要な戦力を各指揮官に配分し、作戦の指導を行う指揮官
- 統合作戦司令部を新設することで、陸・海・空自による統合作戦の指揮などについて、平素から統合作戦司令部に一本化することが可能
- また、平素から領域横断作戦の能力を練成することができるため、統合運用の実効性が向上し、迅速な事態対応や意思決定を行うことが常続的に可能
- 加えて、統合作戦司令部と統合作戦司令官を新設することで、作戦に係る米軍との調整をより緊密に行い日米共同対処能力を強化可能

(令和6年度防衛白書より)





統合幕僚監部の組織

【令和5年度末 ⇒ 令和6年度末】



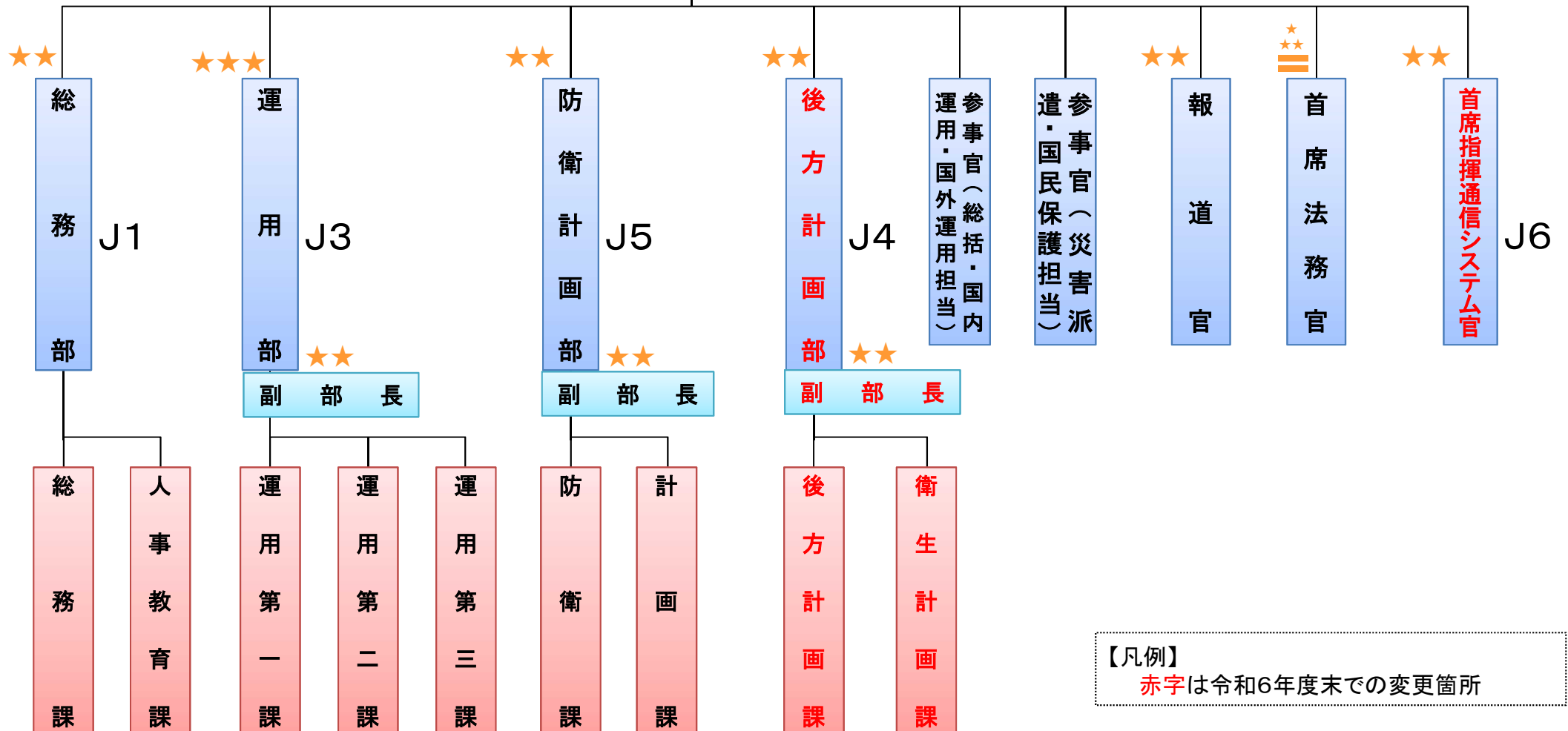
統 合 幕 僚 長
統 合 幕 僚 副 長

総 括 官

【防衛省設置法第19条】

【防衛省組織令第53条～第73条】

【統合幕僚監部内部組織訓令】



【凡例】

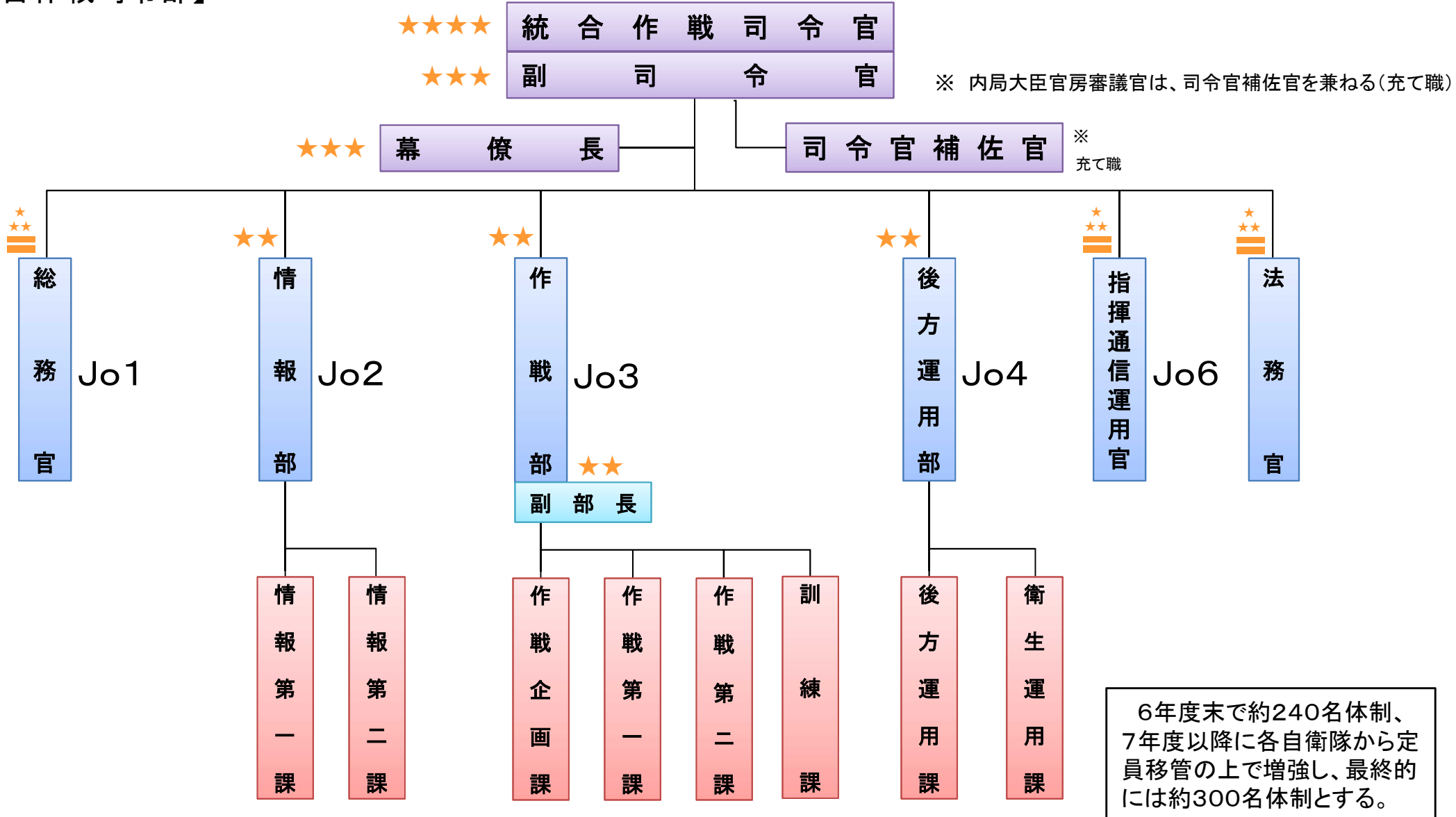
赤字は令和6年度末での変更箇所



統合作戦司令部の組織

【統合作戦司令部】

【令和6年度末】





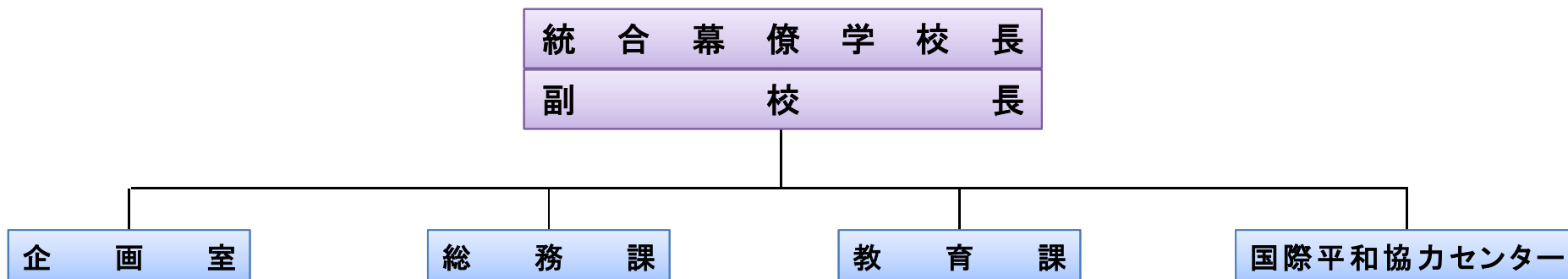
統幕学校及び自サ防隊の組織

【統合幕僚学校】(附置する機関)

【令和5年度末 ⇒ 令和6年度末】

【凡例】

赤字は令和6年度末での変更箇所



【自衛隊サイバー防衛隊】(共同の部隊)

